

# 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和6年6月4日  
秋田市子ども未来部子ども育成課

# 目次

	ページ
<b>第1章 基本的事項</b>	
1 ガイドラインの趣旨・目的 .....	1
2 医療的ケアの内容 .....	1
3 対象児童 .....	1
4 保育所等の利用要件 .....	1
5 利用日時 .....	2
<b>第2章 申込みに関する流れと手続き</b>	
1 医療的ケア児の施設利用までの流れ .....	2
2 利用相談から利用開始までの詳細 .....	2
<b>第3章 医療的ケアの実施</b>	
1 情報の共有等 .....	4
2 実施関係者の役割 .....	4
3 医療的ケアの実施 .....	4
4 集団活動 .....	4
5 行事・園外活動 .....	5
6 緊急時の対応 .....	5
7 職員の研修 .....	5
<b>第4章 医療的ケアの継続等</b>	
1 医療的ケアの継続審査 .....	6
2 利用開始後における医療的ケアの内容変更 .....	6
3 長期欠席 .....	6
<b>第5章 保護者の了承事項</b>	
1 医療的ケアの実施 .....	6
2 慣らし保育等 .....	7
3 体調管理および保育の利用中止等 .....	7
4 緊急時および災害時の対応等 .....	7
5 退所等 .....	8
6 情報の共有等 .....	8
7 その他 .....	8

## 第1章 基本的事項

### 1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、日常生活の上で医療的ケアを受けることが不可欠である子ども（以下「医療的ケア児」という。）の保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）での受入れにあたり必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、秋田市において保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れおよび安全な保育が行われることを目的としています。

### 2 医療的ケアの内容

#### (1) 医療的ケアの定義

本ガイドラインにおける「医療的ケア」とは、法第2条第1項に規定する医療行為を指し、具体的には、医療的ケア児の生命の維持又は健康状態の維持および改善のために、主治医の指導のもとで保護者が自宅において日常的に行っている行為であって、保育所等において行われるものとします。

#### (2) 保育所等で実施する医療的ケアの対応者と内容

保育所等において実施する医療的ケアは、主治医の指示に基づいて、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）および一定の研修（喀痰吸引等研修）を修了し、認定証の交付を受けた保育士等（以下「認定特定行為業務従事者」という。）が実施するものとします。

また、医療的ケアの内容は、看護師等および認定特定行為業務従事者が実施できる特定行為（ア～イ）、特定行為以外で保育所等において従事する看護師等が実施できるもの（ウ～キ）とします。

- ア 喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管カニューレ内）
- イ 胃ろう、腸ろう又は経鼻経管による経管栄養
- ウ 導尿
- エ 酸素療法
- オ 人工呼吸器
- カ インスリン注射
- キ 人工肛門（ストーマ）

### 3 対象児童

主治医が保育所等における集団保育が可能であると判断した医療的ケア児

### 4 保育所等の利用要件

保育所等の利用は、次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 利用を希望する施設・認定区分の要件を満たすこと（保育の必要性や年齢等）。
- (2) 保育所等における集団保育が適当であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

- (4) 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (5) 保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を関係機関で十分に共有し連携できること。

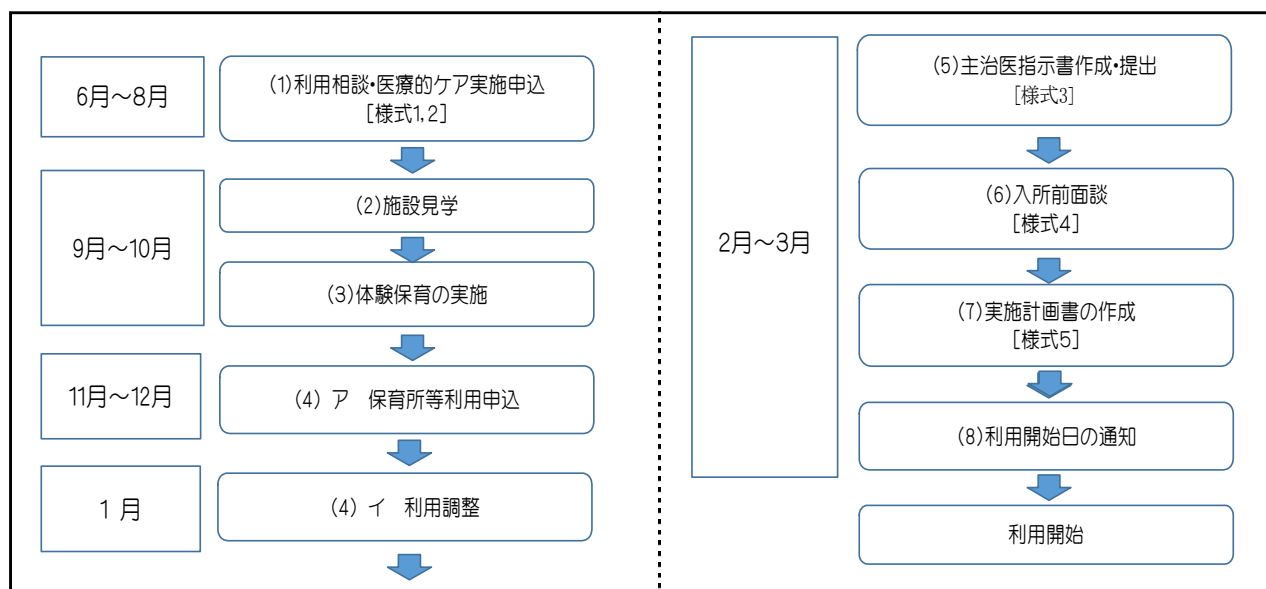
## 5 利用日時

医療的ケアを提供する日時は、保育所等の開所時間の範囲内において、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする時間、保育所等における職員体制等、これらの状況を勘案し、保育所等と保護者の合意の上、決定します。

## 第2章 申込みに関する流れと手続き

### 1 医療的ケア児の施設利用までの流れ

医療的ケア児の保育所等の利用は、原則として4月からとするものとし、次の流れで行います。また、必要に応じて関係機関(保育所等、主治医、医療機関、基幹相談支援センター等)と連携します。



### 2 利用相談から利用開始までの詳細

#### (1) 利用相談・医療的ケアの実施申込み

医療的ケア児の保護者から保育所等の利用の申し出又は相談があったときは、子ども育成課において、本ガイドラインを基に、受入れの手続きや現在の保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。

内容についてご理解いただいた際には、保護者は「医療的ケア実施依頼書」(様式1)および「主治医意見書」(様式2)を提出します。

#### (2) 施設見学

保護者からの希望を基に利用を検討する保育所等を調整し、該当施設の見学をご案内します。なお、その際は、保護者の同意の上、保育所等に情報提供を行います。

保育所等は、保育所等の長、保育士等が同席して対応します(可能な場合は看護師

等も同席)。

### (3) 体験保育の実施

施設見学の所感を踏まえ、保護者が利用を希望する場合は、保育所等の長、保育士、医療的ケア児および保護者が参加し、体験保育を実施します(可能な場合は看護師等も参加)。体験保育の日程および回数等の調整は、保育所等および保護者の意向を聴取の上、子ども育成課が行います。

体験保育は、次の事項の確認を主な目的とします。

ア 保護者から、医療的ケア児の家庭での過ごし方、生活の状況および医療的ケアの手技について確認します。

イ 医療的ケア児の健康状態および発達の状況を観察し、保育所等において、医療的ケア児を含めた集団保育を実施するために、どのような体制をとる必要があるか確認します。

ウ 医療的ケア児の保育の実施にあたり、保育所等において可能な対応(保育を実施する時間帯および曜日、医療的ケアを実施する方法および緊急時の対応等)を確認します。

### (4) 保育所等利用申込・利用調整

#### ア 保育所等利用申込

保護者は、子ども育成課に保育所等の利用申込に係る資料一式を提出します。

#### イ 利用調整

子ども育成課において、体験保育における保護者および保育所等からの所感を踏まえ利用調整の上、問題がない場合は内定の通知を行います。

なお、医療的ケア児の受入れに関しては、適切な医療的ケアおよび保育を提供する体制を整えるために、通常の利用調整よりも時間を要することが想定されることから、利用開始日については、医療的ケア児の受入れを行う保育所等、保護者、主治医、その他関係機関および子ども育成課の間で調整した上で別途決定します。

### (5) 主治医指示書作成・提出

保育所等で実施する医療的ケアについて、保護者は、主治医が作成した「医療的ケア指示書」(様式3)を保育所等に提出します。また、保育所等の長は、提出された指示書の内容を子ども育成課と共有します。

### (6) 保育所等での入所前面談(重要事項説明)

保育所等の長は、保護者と面談の機会を設け、通常的重要事項説明を行うとともに、「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式4)を作成し、保護者に説明を行います。保護者は「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式4)の内容を確認し、同意する場合は、同意欄を記入の上、保育所等に提出します。また、保育所等の長は、提出された「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式4)の内容を子ども育成課と共有します。

### (7) 実施計画書の作成

保育所等の長は、保護者から「医療的ケア指示書」(様式3)および「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式4)を受理し、保育所等での医療的ケアの実施に伴う保育の提供体制が確保されたときは、「医療的ケア実施計画書」(様式5)を作成し、速やかに子ども育成課に報告します。

#### (8) 利用開始日の通知

子ども育成課は「医療的ケア実施計画書」(様式5)を踏まえ、利用開始日を決定し保護者に通知します。また、保育所等の長に決定した利用開始日を報告します。

### 第3章 医療的ケアの実施

#### 1 情報の共有等

利用先の保育所等(以下「実施施設」という。)は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア指示書」(様式3)の内容を確認し、必要に応じて主治医の助言を受け、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等の職員間や嘱託医と共有します。

実施施設は、「医療的ケア実施計画書」(様式5)を保護者の理解および同意のもと、職員間および子ども育成課と共有し、安全に医療的ケアを実施します。

#### 2 実施関係者の役割

- (1) 実施施設の長は、医療的ケア児の保育および医療的ケアの安全な実施のマネジメント、職員育成等を行います。
- (2) 看護師等および認定特定行為業務従事者は、保育士等および保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握します。登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聴き取り、保育所等での様子観察等により、当日の健康状態を確認した上で、医療的ケア実施の可否を判定し、実施の可否に疑義が生じた場合は、あらかじめ定められた方法により、保護者あるいは指定の医療機関に連絡し、指示をあおぎます。また、医療的ケアの実施状況について、実施記録を作成します。
- (3) 保育士等(医療的ケアを行わない職員)は保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握し、保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告します。

#### 3 医療的ケアの実施

- (1) 保育中の医療的ケアは、看護師等および認定特定行為業務従事者が行います。できるだけ提供する場には他の職員も立ち会い、複数の職員で安全を確認しながら行います。
- (2) 医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施計画書」(様式5)、実施記録等の書類は、実施施設にて必要期間保管します。

#### 4 集団活動

##### (1) 感染症対策

ア 実施施設は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って、感染症対策を行います。

イ 実施施設は、感染症が発生した場合の対応について、事前に保護者を通じて、主治医に確認しておき、その内容について保護者と共有します。

ウ 実施施設は、施設内において感染症の発生が見られた場合は、速やかに保護者へ情報提供するとともに、あらかじめ保護者と取り決めている内容に沿って対応

します。

## (2) 他の子ども等への説明

実施施設は、他の子どもが誤って、経管栄養のチューブや気管カニューレを抜去してしまう等、事故のリスクを低減するよう、理解が可能な幼児を対象として、医療的ケアの必要性や器具の取扱い等について、理解を促す説明を行います。また、医療的ケア児の保護者から同意が得られる場合は、クラスに医療的ケア児が在籍していることについて、他の保護者に説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるように努めます。

## 5 行事・園外活動

実施施設は、運動会や発表会等の行事、散歩等の園外活動、その他園生活で配慮が必要な活動について、保護者や医療的ケア児の希望を確認した上で、安全面を考慮して行事や活動への参加の可否を判断します。医療的ケア児の参加について判断が困難な場合は、必要に応じて、主治医や嘱託医等に意見を求めます。この場合、保護者に同伴を求める等、医療的ケア児の安全を確保するための工夫や配慮をした上で、できる限り参加ができるよう努めますが、医療的ケア児の参加について安全を確保することができないと判断した場合は、保護者に説明し、参加を見合わせることにします。

なお、参加の可否を検討するにあたっては、次の事項について留意します。

- (1) 行事や園外活動に参加することが医療的ケア児への過度な負担とならないか
- (2) 前日や当日の体調等から、安全に参加できる状態であるか
- (3) 医療的ケアの実施場所や時間が確保できるか

## 6 緊急時の対応

- (1) 実施施設は、医療的ケア児ごとに想定されるリスクを抽出の上、緊急時の対応方針を定めたマニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成し、全職員が確認できる場所に掲示又は常備しておきます。マニュアルは保護者や主治医等と連携し、緊急時の連絡先および対応の流れ(役割分担含む)等について記載します。
- (2) 保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設から保育の継続が困難との連絡を受けたときは、利用時間の途中であっても医療的ケア児を引き取ります。ただし、実施施設から病院に搬送された場合は、病院に直行します。
- (3) 実施施設は災害発生時に備えて、実施施設で整備している災害対策マニュアルに次の事項を追加しておくことが必要です。

ア 避難時の職員の介助や、避難場所、避難経路に関する配慮に関すること

イ 医療的ケアの機材や物品の持出に関すること(全ての職員が持出できるよう、あらかじめ持ち出す必要がある機材や物品のリストアップしておく)

ウ 数日間、避難する場合を想定した、医療的ケアに必要な消耗品や薬品等の確保に関すること

## 7 職員の研修

実施施設は、職員が医療的ケア児の発達過程や疾病の状況に合わせて、安全かつ適切に対応できるように、医療的ケア児に関わる可能性のある職員に対し、必要な知識や技術を取得するための研修機会の確保に努めます。

## 第4章 医療的ケアの継続等

### 1 医療的ケアの継続審査

- (1) 子ども育成課は、1年度ごとに、医療的ケアの継続の可否を審査することとし、医療的ケア児の健康状態等について、保護者や関係機関と協議します。
- (2) 協議の結果、継続して同様の医療的ケアが必要であると認められた場合は、実施施設は継続して保育を実施します。

### 2 利用開始後における医療的ケアの内容変更

- (1) 利用開始後、実施する医療的ケアに変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア指示書」(様式3)および「医療的ケア実施承諾書兼同意書」(様式4)を実施施設に提出します。
- (2) 実施施設は提出された書類や、医療的ケア児の健康状態等に基づき、実施施設における保育の継続可否について、関係機関と協議します。
- (3) 追加または変更される医療的ケアの内容が第1章2(2)に規定する内容であり、実施施設において受入れ可能な場合は、継続して保育を実施します。
- (4) 第1章2(2)に規定する内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。
- (5) 主治医の指示に基づき実施施設における医療的ケアが終了となる場合は、主治医の指導を受けながら健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更します。

### 3 長期欠席

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な世帯が利用する施設であることから、やむを得ない理由を除き、自己都合により長期登園せず、登園日数が著しく少ない月が続いた場合は、原則として退所となります。ただし、医療的ケア児の健康状態等を十分に考慮します。
- (2) 長期欠席の後、登園が可能となった場合は、実施施設における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求めます。

## 第5章 保護者の了承事項

次の事項について、保護者に了承を得た上で、保育所等の利用を決定します。

### 1 医療的ケアの実施

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアや緊急時の対応等を記載した「主治医意見書」(様式2)および「医療的ケア指示書」(様式3)を提出する必要があること。
- (2) 必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担となること。
- (3) 実施施設が緊急時対応等に関して主治医からの指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が医療的ケア児の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。



- (4) 実施施設では、「医療的ケア指示書」(様式3)等に基づき、医療的ケアおよび緊急時の対応を行うこと。
- (5) 看護師等の不在等により、実施施設での医療的ケアが実施できない場合があること。

## 2 慣らし保育

- (1) 医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、利用開始後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育や医療的ケア内容を保護者と実施施設で確認する必要があること。
- (2) 慣らし保育の期間および時間については、医療的ケア児の様子や状況、医療的ケアを行う職員による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と実施施設とが協議し決定すること。なお、決定した内容は主治医に確認を行うこと。

## 3 体調管理および保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療的ケアを行う職員が勤務できない場合には、施設利用ができない場合があること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、施設を利用しないこと。
- (3) 実施施設を利用している間、体調に変調が見られ、保育の継続が困難と判断され保護者に連絡をした場合は、利用時間の途中であっても保育の利用を中断すること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施施設から感染症の流行等のお知らせがあった場合は、必要に応じて、実施施設の利用を控える、又は主治医に実施施設の利用について相談する等の対応をすること。
- (5) 実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診すること。

## 4 緊急時および災害時の対応等

- (1) 実施施設は医療的ケア児の症状が急変するなど、実施施設が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、事前に取り決めた医療機関等に連絡し、必要な措置を講じること。その場合、保護者へ連絡が取れる前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。  
なお、それに伴い生じた費用については保護者の負担となること。
- (2) 栄養チューブおよび気管カニューレの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。保育中に栄養チューブおよび気管カニューレ等にトラブルが生じた場合は、「医療的ケア実施計画書」(様式5)に基づき対応すること。
- (3) 医療的ケア児に、てんかん等の既往および疑いがある場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。  
なお、消費期限等の管理および保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な分の非常食や医療品を事前に預かっておくなど必要な備えを行うこと。

## 5 退所等

- (1) 医療的ケア児の状態の変化等により、第1章2(2)に規定する内容以外の医療的ケアが必要となった場合は、原則として退所となること。
- (2) 実施施設の人員、施設又は設備の状況により、医療的ケア児の受入れができなくなる場合があること。
- (3) 医療的ケアの内容の変更等により、実施施設で安全に医療的ケアおよび保育を実施することが困難になった場合、原則として退所となること。

## 6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケア児の状況や集団保育を行う上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、他の児童やその保護者と共有する場合があること。

## 7 その他

本章の1～6のほか、子ども育成課および実施施設との間で取り決めた事項を順守すること。